

(案)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び 公共施設の利用制限への対応方針

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言並びに愛知県の感染状況等を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、専門家会議で示された「新しい生活様式」の実践例の周知を図りつつ、下記の方針で対応を行う。

記

1 イベント等について

一定規模のイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、当面の間、中止又は延期する。なお、比較的少人数のイベント等については感染防止対策を講じた上で開催する。

2 公共施設の利用制限について

公共施設については、国が公表した「業種別ガイドライン」に従い、感染防止対策を講じた上で、令和2年6月1日（月）から段階的に利用制限を解除する。

【主な感染防止対策】

- ・発熱者等の施設への入場防止
- ・3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避
- ・飛沫感染・接触感染の防止

（マスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行）